

## 国民投票郵便等投票証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第74条及び第75条の規定によって、国民投票郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該国民投票郵便等投票証明書に日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）<sup>氏</sup>選挙管理委員会委員長<sup>名</sup>氏 名あて

### 添付書類

- 1 令第74条第3項の書類 身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第73条第1項第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは同条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証
- 2 令第75条第3項の書類 身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは同項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面